二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　裏沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第三千九百三十一号で指定した同号七に掲げる土地の区域、昭和六十三年建設省告示第八百六号で指定した同号一に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第千百六十号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
　宮城県栗原市栗駒
　沼倉耕英東
　九四番　一号から十二号まで
　九一番　十三号から十七号まで
　九〇番一　十八号及び十九号
　九〇番二　二十号から二十二号まで
　八三番一　二十三号から二十五号まで
　八三番二　二十六号
　八三番三　二十七号から三十号まで及び三十二号から四十三号まで
　八三番五　三十一号
　沼倉栗駒岳国有林一一林班
　い[1]小班　四十四号及び四十五号
　沼倉栗駒岳国有林一〇林班
　に[2]小班　四十六号から七十一号まで
　へ[2]小班　七十二号

○国土交通省告示第千五十九号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十三年十月二十一日
　　国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　塩ノ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　東京都西多摩郡奥多摩町境
　字がんどう場　七五六番一地先河川敷　一号、十六号及び十七号並びに二十六号から三十一号まで
　七五六番一　二号及び九号から十五号まで
　七五六番四　三号から五号まで
　七五六番六　六号から八号まで
　七五七番二　十八号から二十五号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　大穴沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第三十七号で指定した区域を除く。）
　東京都三宅島三宅村阿古
　二三一〇番三　一号
　二三一一五番　二号から四号まで
　二三一一三番　五号から八号まで
　二三一一八番　九号
　二三一一九番　十号
　二三一一一番　十一号
　二三一二二番　十二号
　二三一二三番　十三号
　二三一二七番　十四号から十八号まで
　二三一三七番　十九号及び二十号
　二三一三七番地先道路敷　二十一号及び二十二号
　二三一三六番　二十三号
　二三三一番　二十四号及び二十五号
　二三三一三番　二十六号及び二十七号並びに二十九号及び三十号並びに三十二号及び三十三号
　二三三一四番　二十八号
　二三三二五番　三十一号
　二三三二〇番　三十四号から四十一号まで
　二三一一五番地先道路敷　四十二号
　二三一一〇番一　四十三号
　二三一二〇九番一　四十四号及び四十五号
　二三一二〇九番二　四十六号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　岡田沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号を結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　東京都大島町岡田
　字宝子ヶ塚　四四番一　一号から四号まで
　字助田　二二番一　五号から八号まで並びに十七号から二十一号まで
　二二番二　十三号から十五号まで
　二二番四　十二号及び十六号
　字榎戸　二一番　九号から十一号まで

○国土交通省告示第千六十号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十三年十月二十一日
　　国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　有安谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　徳島県三好市池田町佐野
　影　二二二七番三　一号
　二二二四番　二号
　有安谷　三四六四番二　三号
　三四六三番　四号
　三四六一番二　五号
　夫婦岩　一九四八番一　六号
　一九四七番一　七号
　一九一八番一　八号
　福田井　一九一一番八　九号
　ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
　徳島県三好市池田町佐野
　福田井　一九〇八番二及び一九〇八番三
　一九一一番三
　一九一一番五及び一九一一番六
　一九一一番八
　一九一一番一〇
　影　二二二七番三
　二二二九番四

○国土交通省告示第千六十一号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十三年十月二十一日
　　国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　竹屋谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十三年建設省告示第九百十四号で指定した土地の区域を除く。）
　富山県下新川郡朝日町境
　字竹屋　六一〇番九　一号
　字牛ヶ首　八七七番一　二号
　字熊谷　四三番　三号から五号まで
　字竹屋　六〇三番　六号
　字熊谷　四〇番一　七号から十号まで
　字竹屋　三二番　十一号
　字大谷　六二〇番　十二号
　字竹屋　四〇七番一地先道路敷　十三号
　六一五番九　十四号
　六一六番　十五号
　字熊谷　三三番　十六号
　字竹屋　六一五番一　十七号